＝登校許可書についてのお知らせ＝

学校には、学校保健安全法において「学校感染症」として指定されている病気があります。それらの病気にかかった場合の扱いとしては、「医師の登校許可が出たら登校する」ことが定められています。
同時に、その病気による欠席の期間は欠席扱いにはなりません。

つきましては下記に挙げた病気にかかった場合には、①学校への連絡　②登校時に「登校許可書」の提出という手続きをおとりくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「登校許可書」につきましては、下記部分を医療機関にて記入して頂き、担任迄ご提出ください。

登　校　許　可　書

獨協中学高等学校　校長　上田 善彦 殿

令和　　年　　月　　日

中学 ・ 高校　　年　　組　　番 ： 氏 名

下記疾患にて（　　月　　日）より安静加療を要したが、
（　　月　　日）をもって治癒したことを証明いたします。
なお、（　　月　　日）から登校可能です。

医療機関名　　印
医　師　名

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準　※以下の基準に基づき、主治医が判断する	分類
	インフルエンザ 【　A ・ B ・ 不明　】	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで	第２種
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	第２種
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで	第２種
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し かつ、全身状態が良好になるまで	第２種
	風しん	発疹が消失するまで	第２種
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	第２種
	結核	学校医その他の医師により、感染のおそれがないと認めるまで	第２種
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで	第２種
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師により、感染のおそれがないと認めるまで	第２種
	コレラ・腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症・細菌性赤痢	学校医その他の医師により、感染のおそれがないと認めるまで	第３種
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱・発疹等の諸症状が回復するまで	第３種
	感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症・ ウィルス性胃腸炎…ノロウィルス・ロタウィルスなど）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が回復するまで	第３種
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで	第３種
	ウイルス性肝炎・手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ・とびひ	学校医その他の医師により、感染のおそれがないと認めるまで	第３種
	その他の感染症（病名：　　）		